

令和4年第6回宮崎市議会（9月定例会）

提出案件一覧

1 件数

議案	28件
報告	14件
合計	42件

2 内訳

(1) 議案（28件）

- ①令和3年度決算の認定等（16件） ⇒ 議案第83号～議案第98号
- ②令和4年度補正予算案（2件） ⇒ 議案第99号・議案第100号
- ③工事請負契約の締結（3件） ⇒ 議案第101号～議案第103号
- ④宮崎市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定（1件） ⇒ 議案第104号
- ⑤条例案（6件） ⇒ 議案第105号～議案第110号

(2) 報告（14件）

- ①内部統制評価報告（1件） ⇒ 報告第29号
- ②継続費精算報告（3件） ⇒ 報告第30号～報告第32号
- ③健全化判断比率の報告（1件） ⇒ 報告第33号
- ④資金不足比率の報告（1件） ⇒ 報告第34号
- ⑤経営状況の報告（4件） ⇒ 報告第35号～報告第38号
- ⑥公立大学法人の年度業務実績評価結果の報告（1件） ⇒ 報告第39号
- ⑦専決処分の報告（3件） ⇒ 報告第40号～報告第42号
 - ・ 議決事項の一部変更（1件）
 - ・ 和解及び損害賠償の額を定めること（2件）

3 議案の概要

議案第83号から議案第98号まで 令和3年度決算の認定等（16件）

議案第83号 令和3年度宮崎市一般会計歳入歳出決算の認定について

【会計課】

◇決算額		
歳入総額	2,069億 918万5,966円	
歳出総額	1,960億2,417万2,634円	
歳入歳出差引額	108億8,501万3,332円	
繰越額	60億4,339万6,877円	(継続費通次繰越、繰越明許費、事故繰越し)
実質収支額	48億4,161万6,455円	
基金繰入額	31億 円	
差引	17億4,161万6,455円	

議案第84号 令和3年度宮崎市公営住宅建設資金特別会計歳入歳出決算の認定について

【会計課】

◇決算額		
歳入総額	18億9,928万3,385円	
歳出総額	18億5,398万1,810円	
歳入歳出差引額	4,530万1,575円	
繰越額	1,797万2,000円	(繰越明許費)
実質収支額	2,732万9,575円	
基金繰入額	2,732万9,575円	
差引	0円	

議案第85号 令和3年度宮崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

【会計課】

◇決算額		
歳入総額	417億4,841万4,119円	
歳出総額	410億1,499万2,240円	
歳入歳出差引額	7億3,342万1,879円	
繰越額	0円	
実質収支額	7億3,342万1,879円	
基金繰入額	6億7,000万 円	
差引	6,342万1,879円	

議案第86号 令和3年度宮崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

【会計課】

◇決算額	
歳入総額	51億3,494万7,750円
歳出総額	51億2,149万3,415円
歳入歳出差引額	1,345万4,335円
繰越額	0円
実質収支額	1,345万4,335円

議案第87号 令和3年度宮崎市公園墓地特別会計歳入歳出決算の認定について【会計課】

◇決算額	
歳入総額	2億7,106万5,880円
歳出総額	2億7,106万1,800円
歳入歳出差引額	4,080円
繰越額	0円
実質収支額	4,080円
基金繰入額	4,080円
差引	0円

議案第88号 令和3年度宮崎市卸売市場特別会計歳入歳出決算の認定について【会計課】

◇決算額	
歳入総額	7億5,960万5,241円
歳出総額	7億5,960万5,241円
歳入歳出差引額	0円
繰越額	0円
実質収支額	0円

議案第89号 令和3年度宮崎市母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算の認定について

【会計課】

◇決算額	
歳入総額	4,386万5,339円
歳出総額	2,991万4,202円
歳入歳出差引額	1,395万1,137円
繰越額	0円
実質収支額	1,395万1,137円

議案第90号 令和3年度宮崎市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について【会計課】

◇決算額	
歳入総額	377億9,497万7,213円
<u>歳出総額</u>	<u>357億3,133万7,983円</u>
歳入歳出差引額	20億6,363万9,230円
<u>繰越額</u>	<u>0円</u>
実質収支額	20億6,363万9,230円
<u>基金繰入額</u>	<u>11億4,742万2,809円</u>
差引	9億1,621万6,421円

議案第91号 令和3年度宮崎市公設合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について【会計課】

◇決算額	
歳入総額	3億8,171万3,116円
<u>歳出総額</u>	<u>3億7,767万4,111円</u>
歳入歳出差引額	403万9,005円
<u>繰越額</u>	<u>0円</u>
実質収支額	403万9,005円

議案第92号 令和3年度宮崎市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について【会計課】

◇決算額	
歳入総額	5億8,047万1,464円
<u>歳出総額</u>	<u>5億5,916万5,294円</u>
歳入歳出差引額	2,130万6,170円
<u>繰越額</u>	<u>5万7,736円</u> (繰越明許費)
実質収支額	2,124万8,434円

議案第93号 令和3年度宮崎市公債管理特別会計歳入歳出決算の認定について【会計課】

◇決算額	
歳入総額	179億1,726万3,858円
<u>歳出総額</u>	<u>179億1,726万3,858円</u>
歳入歳出差引額	0円
<u>繰越額</u>	<u>0円</u>
実質収支額	0円

議案第94号 令和3年度宮崎市水道事業会計剰余金の処分及び令和3年度宮崎市水道事業会計決算の認定について 【上下水道局 管理部 財務課】

◇剰余金の処分

令和3年度宮崎市水道事業会計未処分利益剰余金のうち877,301,386円を建設改良積立金に積み立てる。

◇決算額

収益的收入	85億4,338万2,073円
収益的支出	73億 670万5,207円
差引	12億3,667万6,866円
消費税等差引額	3億5,937万5,480円
当年度純利益金額	8億7,730万1,386円

議案第95号 令和3年度宮崎市工業用水道事業会計剰余金の処分及び令和3年度宮崎市工業用水道事業会計決算の認定について 【上下水道局 管理部 財務課】

◇剰余金の処分

令和3年度宮崎市工業用水道事業会計未処分利益剰余金のうち5,966,770円を建設改良積立金に積み立てる。

◇決算額

収益的收入	2,131万6,570円
収益的支出	1,476万4,800円
差引	655万1,770円
消費税等差引額	58万5,000円
当年度純利益金額	596万6,770円

議案第96号 令和3年度宮崎市公共下水道事業会計決算の認定について

【上下水道局 管理部 財務課】

◇決算額

収益的收入	104億8,523万9,382円
収益的支出	103億9,063万4,898円
差引	9,460万4,484円
消費税等差引額	1億9,930万1,190円
当年度純損失金額	1億 469万6,706円

議案第97号 令和3年度宮崎市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び令和3年度宮崎市農業集落排水事業会計決算の認定について【上下水道局 管理部 財務課】

◇剰余金の処分

令和3年度宮崎市農業集落排水事業会計未処分利益剰余金のうち25,934,690円を減債積立金に積み立てる。

◇決算額

収益的収入	6億2,059万2,709円
収益的支出	5億9,283万6,354円
差引	2,775万6,355円
消費税等差引額	182万1,665円
当年度純利益金額	2,593万4,690円

議案第98号 令和3年度宮崎市田野病院事業会計決算の認定について【保健医療課】

◇決算額

収益的収入	12億2,093万3,447円
収益的支出	12億5,114万4,379円
差引	▲3,021万 932円
消費税等差引額	▲9,232円
当年度純損失金額	3,022万 164円
前年度繰越欠損金	12億1,044万8,662円
繰越欠損金	12億4,066万8,826円

議案第99号及び議案第100号 令和4年度補正予算案（2件）

《一般会計》

議案第99号 令和4年度宮崎市一般会計補正予算（第8号）案【財政課（予算担当課）】

《特別会計》

議案第100号 令和4年度宮崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）案
【財政課（予算担当課）】

別添「令和4年度9月補正予算案概要」のとおり

◇提案理由

工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出するもの。

◇工事名

新町停車場線（新町橋）新橋設置工事（下部工1工区）

◇工事概要

- 1 工事内容 橋梁下部工（A1、P1） N=2基
A1橋台 H=4.6m、W=19.4m
P1橋脚 H=11.4m、W=18.0m
河川内仮築堤土工 V=5,396m³
- 2 工事場所 宮崎市清武町新町
- 3 完成期限 令和5年3月31日

◇契約の方法

条件付一般競争入札

◇契約の金額

220,000,000円

◇契約の相手方

川上・サトウ・原田特定建設工事共同企業体

◇提案理由

工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出するもの。

◇工事名

新町停車場線（新町橋）新橋設置工事（下部工2工区）

◇工事概要

- 1 工事内容 橋梁下部工（A2、P2、P3） N=3基
A2橋台 H=8.3m、W=18.2m
P2橋脚 H=11.4m、W=21.7m
場所打杭工 $\phi 1,500\text{mm}$ 、L=6.5m、N=12本
P3橋脚 H=11.4m、W=18.0m
場所打杭工 $\phi 1,500\text{mm}$ 、L=6.0m、N=10本
河川内仮築堤土工 $V=5,900\text{m}^3$
- 2 工事場所 宮崎市清武町新町
- 3 完成期限 令和5年6月30日

◇契約の方法

条件付一般競争入札

◇契約の金額

414,480,000円

◇契約の相手方

志多・旭洋・新和特定建設工事共同企業体

◇提案理由

工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出するもの。

◇工事名

宮崎市立那珂小学校屋内運動場改築工事のうち建築主体工事

◇工事概要

1 工事内容

(1) 屋内運動場 延床面積：825.44㎡

構 造：鉄筋コンクリート造一部鉄骨造

階 数：1階建て

※ただし、電気設備工事及び給排水衛生設備工事を除く。

(2) 渡り廊下 構 造：鉄骨造

(3) その他 既存屋外放送室などの解体工事

2 工事場所 宮崎市佐土原町東上那珂16350番地

3 完成期限 令和5年7月31日

◇契約の方法

条件付一般競争入札

◇契約の金額

364,100,000円

◇契約の相手方

森・黒木・成松特定建設工事共同企業体

◇提案理由

宮崎市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第3項の規定により、本案を提出するもの。

◇指定の概要

1 指定する郵便局の名称及び所在地

名 称 宮崎中央郵便局

所在地 宮崎市高千穂通1丁目1番34号

2 指定する郵便局において取り扱う事務

(1) 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（以下「法」という。）第2条第6号に規定する以下の事務

- ・ 署名用電子証明書の発行の申請の受付（署名利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る署名用電子証明書を記録した電磁的記録媒体の引渡しを含む。）
- ・ 署名用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付（署名利用者確認のための書類の受付を含む。）

(2) 法第2条第7号に規定する以下の事務

- ・ 利用者証明用電子証明書の発行の申請の受付（利用者証明利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る利用者証明用電子証明書を記録した電磁的記録媒体の引渡しを含む。）
- ・ 利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付（利用者証明利用者確認のための書類の受付を含む。）

3 事務を取り扱う期間

令和4年12月1日から令和5年3月31日まで

議案第105号から議案第110号まで 条例案（6件）

議案第105号 宮崎市議会議員及び宮崎市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について

【選挙管理委員会事務局】

◇提案理由

宮崎市議会議員及び宮崎市長の選挙の公営に関し、額の引上げを行うため。

◇主な内容

1 選挙運動用自動車の使用に係る公費の支払（第4条）

一般運送契約以外の契約について

(1) 選挙運動用自動車1日当たりの借入れ限度額

(改正前) 15,800円 ⇒ (改正後) 16,100円

(2) 選挙運動用自動車1日当たりの燃料費限度額

(改正前) 7,560円 ⇒ (改正後) 7,700円

2 選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払（第9条）

選挙運動用ビラ1枚当たりの作成単価の限度額

(改正前) 7円51銭 ⇒ (改正後) 7円73銭

3 選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払（第13条）

選挙運動用ポスター1枚当たりの作成単価の計算式

(1) ポスター掲示場数が500以下の場合

(改正前)

$$\frac{310,500円 + 525円6銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}}$$

(改正後)

$$\frac{316,250円 + 541円31銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}}$$

(2) ポスター掲示場数が500を超える場合

(改正前)

$$\frac{573,030円 + 27円50銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}}$$

(改正後)

$$\frac{586,905円 + 28円35銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}}$$

◇施行期日

公布の日（経過措置の規定あり）

議案第106号 宮崎市学習等供用施設条例の一部改正について 【地域コミュニティ課】

◇提案理由

下那珂地区学習等供用施設の用途廃止を行うため。

◇主な内容

第2条の表から「下那珂地区学習等供用施設」の名称及び位置を削除する。

◇施行期日

公布の日

議案第107号 宮崎市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について 【人事課】

◇提案理由

国家公務員の育児休業の取扱いに準じ、本市職員の育児休業の取得回数制限の緩和等についての改正を行うため。

◇主な内容

1 非常勤職員の子の出生の日から57日以内の育児休業の取得要件の緩和（第2条）

非常勤職員が子の出生の日から57日以内に育児休業を取得しようとする場合は、任期が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでないこととの取得要件を、「子の1歳6か月到達日まで」から「子の出生の日から57日間の期間の末日から6月を経過する日まで」に緩和する。

2 非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化（第2条の3、第2条の4）

子が1歳以降に取得できる非常勤職員の育児休業について、新たに夫婦交代での取得や、特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とする。

3 取得回数制限の緩和に伴う措置（第3条）

育児休業を取得することが原則2回（現行1回）までできるようになることから、再度の育児休業の取得が可能となる「条例で定める特別の事情」から育児休業等計画書による申出を削除する。

◇施行期日

令和4年10月1日（経過措置の規定あり）

◇提案理由

地方公務員法等の改正に伴い、本市職員の定年を引き上げる等の改正等を行うため。

◇主な内容

1 宮崎市職員の定年等に関する条例の一部改正（第1条）

(1) 定年

職員の定年は、65歳とする。

(2) 管理監督職勤務上限年齢制

管理監督職に就いている職員を、60歳に達した日の翌日から最初の4月1日までの期間に、管理監督職以外の職への降任等を行う。

(3) 定年前再任用短時間勤務制

任命権者は、60歳に達した日以後に退職をした者を、選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

(4) 定年に関する経過措置

令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における定年は、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる年齢とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61歳
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62歳
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63歳
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64歳

(5) 情報の提供及び勤務の意思の確認

任命権者は、当分の間、職員が60歳に達する日の属する年度の前年度において、当該職員に対し、当該職員が60歳に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

2 宮崎市職員の給与に関する条例の一部改正（第3条）

当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日以後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の等級及び当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額とする。

3 宮崎市職員の退職手当に関する条例の一部改正（第4条）

60歳に達した日以後、非違によることなく退職した者の退職手当の基本額については、当分の間、退職事由を定年退職として算定する。

4 その他

(1) 地方公務員法の改正による条項ずれ、文言の修正等を行う。

- ・ 宮崎市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（第2条）
 - ・ 宮崎市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（第5条）
 - ・ 宮崎市職員の育児休業等に関する条例（第6条）
 - ・ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される宮崎市職員の処遇等に関する条例（第7条）
 - ・ 宮崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（第8条）
 - ・ 公益的法人等への宮崎市職員の派遣等に関する条例（第9条）
 - ・ 宮崎市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（第10条）
 - ・ 宮崎市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（第11条）
- (2) 宮崎市職員の再任用に関する条例の廃止（附則第2条）
宮崎市職員の再任用に関する条例を廃止する。
- (3) 暫定再任用制度（附則第4条から第7条まで）
定年が引き上げられる経過期間において、65歳まで再任用できるよう、現行再任用制度と同様の仕組みを措置する。

◇施行期日

令和5年4月1日（一部については公布の日、令和4年10月1日。経過措置の規定あり。）

◇提案理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の改正に伴い、手数料の新設を行う等のため。

◇主な内容

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下「法」という。）の改正に伴い、次の手数料を新設する。（別表33の項）

手数料の名称	手数料の金額	
	建築物1棟につき住宅の戸数に応じ、それぞれ次に定める額	
長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料 (確認書・性能評価書有り)	1戸	19,000円
	1戸を超え 5戸以下	33,000円
	5戸を超え 10戸以下	53,000円
	10戸を超え 25戸以下	88,000円
	25戸を超え 50戸以下	141,000円
	50戸を超え100戸以下	215,000円
	100戸を超え200戸以下	364,000円
	200戸を超え300戸以下 300戸超	461,000円 523,000円
長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料 (確認書・性能評価書無し)	1戸	71,000円
	1戸を超え 5戸以下	166,000円
	5戸を超え 10戸以下	264,000円
	10戸を超え 25戸以下	522,000円
	25戸を超え 50戸以下	936,000円
	50戸を超え100戸以下	1,611,000円
	100戸を超え200戸以下	2,982,000円
	200戸を超え300戸以下 300戸超	4,266,000円 5,230,000円
長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料 (基本額)	1戸	9,000円
	1戸を超え 5戸以下	17,000円
	5戸を超え 10戸以下	31,000円
	10戸を超え 25戸以下	44,000円
	25戸を超え 50戸以下	82,000円
	50戸を超え100戸以下	142,000円
	100戸を超え200戸以下	233,000円
	200戸を超え300戸以下 300戸超	287,000円 306,000円
長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料 (確認書・性能評価書無しの場合で、法第6条第1項第1号に係る変更があるときの加算額)	1戸	52,000円
	1戸を超え 5戸以下	133,000円
	5戸を超え 10戸以下	211,000円
	10戸を超え 25戸以下	434,000円
	25戸を超え 50戸以下	795,000円
	50戸を超え100戸以下	1,396,000円
	100戸を超え200戸以下	2,618,000円
	200戸を超え300戸以下 300戸超	3,805,000円 4,707,000円

長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料 (法第6条第1項第2号又は第7号に係る変更がある場合の加算額)	1戸	9,000円
	1戸を超え 5戸以下	14,000円
	5戸を超え 10戸以下	22,000円
	10戸を超え 25戸以下	43,000円
	25戸を超え 50戸以下	57,000円
	50戸を超え100戸以下	72,000円
	100戸を超え200戸以下	129,000円
	200戸を超え300戸以下 300戸超	172,000円 215,000円
長期優良住宅維持保全計画の認定を受けた者の地位の承継承認申請手数料	1件につき	6,000円
認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料	1件につき	160,000円
◇施行期日 令和4年10月1日(一部については、公布の日)		

議案第110号 宮崎市災害危険区域に関する条例の一部改正について 【建築行政課】

◇提案理由 建築基準法の改正に伴い、所要の改正を行うため。
◇主な内容 建築基準法の改正に伴い、関係条文の項ずれの改正を行う。(第4条)
◇施行期日 公布の日

4 報告の概要

報告第29号 令和3年度宮崎市内部統制評価報告書

【市役所改革推進課】

◇概要

地方自治法第150条第6項の規定により、令和3年度宮崎市内部統制評価報告書を監査委員の意見をつけて議会に提出するもの。

<提出書類>

- ・ 令和3年度宮崎市内部統制評価報告書
- ・ 令和3年度宮崎市内部統制評価報告書審査意見書

報告第30号 令和3年度宮崎市一般会計継続費精算報告書

【財政課】

◇概要

地方自治法施行令第145条第2項の規定により、継続費精算報告書を作成し議会に報告するもの。

◇内容

<一般会計>

(単位：円)

款・項	事業名	対象 年度	全体計画額 ①	支出済額 ②	差 ①-②
20民生費 15児童福祉費	小戸保育所整備 事業	R2 ~R3	445,190,000	438,507,964	6,682,036

報告第31号 令和3年度宮崎市水道事業会計継続費精算報告書

【上下水道局 管理部 財務課】

◇概要

地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により、継続費精算報告書を作成し議会に報告するもの。

◇内容

＜水道事業会計＞

(単位：円)

款・項	事業名	対象年度	全体計画額 ①	支払義務 発生額②	差 ①－②
1水道事業 資本的支出 1建設改良費	下北方浄水場新 系浄水施設整備 事業	H26 ～R3	4,834,349,000	4,834,348,994	6
	幹線管路耐震化 事業（導水管整 備）	R1 ～R3	1,447,346,000	1,445,369,207	1,976,793
	内海中継ポンプ 所外電気機械設 備更新事業	R2 ～R3	169,551,000	154,575,740	14,975,260

報告第32号 令和3年度宮崎市公共下水道事業会計継続費精算報告書

【上下水道局 管理部 財務課】

◇概要

地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により、継続費精算報告書を作成し議会に報告するもの。

◇内容

＜公共下水道事業会計＞

(単位：円)

款・項	事業名	対象年度	全体計画額 ①	支払義務 発生額②	差 ①－②
1下水道事業 資本的支出 1建設改良費	宮崎処理場分流 汚水ポンプ設備 外改築事業	R2 ～R3	240,200,000	228,800,000	11,400,000
	鶴島中継ポンプ 場自家発電設備 改築事業	R2 ～R3	143,240,000	138,289,985	4,950,015

◇概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、「健全化判断比率」を議会に報告するもの。

＜健全化判断比率＞ (単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.25)	— (16.25)	6.6 (25.0)	41.6 (350.0)

※1 「実質赤字比率」の「—」は、実質赤字額がないことを示す。

※2 「連結実質赤字比率」の「—」は、連結実質赤字額がないことを示す。

※3 各比率の括弧内数値は、宮崎市の早期健全化基準を示す。

◇概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、「資金不足比率」を議会に報告するもの。

＜資金不足比率＞ (単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	特別会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	—	田野病院事業会計	—
工業用水道事業会計	—	卸売市場特別会計	—
公共下水道事業会計	—	公設合併処理浄化槽事業 特別会計	—
農業集落排水事業会計	—	宅地造成事業特別会計	—

※1 「資金不足比率」の「—」は、資金不足額がないことを示す。

※2 経営健全化基準は、いずれの会計においても「20%」である。

報告第35号から報告第38号まで 経営状況の報告（4件）

地方自治法第243条の3第2項の規定により、経営状況を説明する書類を議会に提出するもの。

【報告第35号】 公立大学法人宮崎公立大学の経営状況について ＜経営状況を説明する書類＞ <ul style="list-style-type: none">令和3年度事業報告書及び決算書令和4年度事業計画書及び収支予算書	【企画政策課】
【報告第36号】 公益財団法人宮崎文化振興協会の経営状況について ＜経営状況を説明する書類＞ <ul style="list-style-type: none">令和3年度事業報告書及び決算書令和4年度事業計画書及び収支予算書	【教育委員会 生涯学習課】
【報告第37号】 公益財団法人宮崎市スポーツ協会の経営状況について ＜経営状況を説明する書類＞ <ul style="list-style-type: none">令和3年度事業報告書及び決算書（公益財団法人宮崎市体育協会）令和4年度事業計画書及び収支予算書（公益財団法人宮崎市スポーツ協会） ※ 令和4年4月1日付けで、「公益財団法人宮崎市体育協会」から「公益財団法人宮崎市スポーツ協会」に名称を変更。	【スポーツランド推進課】
【報告第38号】 宮崎市フェニックス自然動物園管理株式会社の経営状況について ＜経営状況を説明する書類＞ <ul style="list-style-type: none">令和3年度営業報告書令和4年度事業計画書	【公園緑地課】

報告第39号 公立大学法人宮崎公立大学の令和3年度業務実績に関する評価結果について

【企画政策課】

◇概要

地方独立行政法人法第78条の2第6項の規定により、公立大学法人宮崎公立大学の令和3年度業務実績に関する評価結果を議会に報告するもの。

＜提出書類＞

- 公立大学法人宮崎公立大学令和3年度業務実績に関する評価結果

報告第40号から報告第42号まで 専決処分の報告（3件）

地方自治法第180条第1項の規定による専決処分について、議会に報告するもの。

（1）議決事項の一部変更に係る専決処分（工事請負契約）

報告第40号 専決処分の報告について

【契約課（市街地整備課）】

◇概要

令和3年9月定例会で議決された工事請負契約において、契約金額に変更が生じたため、議決事項の一部変更に係る専決処分を行ったもの。

◇変更事項

- 「3 契約の金額 297,872,300円」を
- 「3 契約の金額 307,780,143円」に変更する。
(9,907,843円の増額)

◇変更理由

・搬入土砂の数量変更に伴う減額変更について

当初、現場で使用する土砂は宮崎港から搬入する計画としていたが、工事着手後、別工事より土砂の一部を受け入れることとなったため、運搬費用に減額が生じた。

・圧入する機械の変更に伴う増額変更について

当初、橋台撤去に伴う土留め工は、ボーリング調査結果に基づいて鋼矢板を圧入する機械を選定していたが、施工を行ったところ、地盤内に硬い層が存在したため、硬質な地盤にも対応できる機械への変更が生じた。

※（参考）議決内容

当初契約議案：工事請負契約の締結（令和3年9月定例会 議案第158号）

- | | | |
|---|--------|-----------------------|
| 1 | 工事名 | 新町停車場線（新町橋）旧橋撤去工事 |
| 2 | 契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 297,872,300円 |
| 4 | 契約の相手方 | 吉原・九建工業・九建特定建設工事共同企業体 |

(2) 和解及び損害賠償の額を定めることに係る専決処分（本市施設の管理瑕疵による事故）

報告第41号・報告第42号 専決処分の報告について

【報告第41号】	【道路維持課】
《事故の概要》	相手方の軽自動車は道路の破損部分に乗り入れ、相手方の車両破損が生じた。
《事故発生日》	令和3年10月9日
《事故の場所》	宮崎市大字小松1093番地1北側道路上
《損害賠償額》	車両損害に係る賠償 13,020円（市が相手方に対して）
《過失の割合》	市50%、相手方50%
【報告第42号】	【高岡総合支所 農林建設課】
《事故の概要》	相手方の軽自動車は道路上に垂れ下がっていた竹に接触し、相手方の車両破損が生じた。
《事故発生日》	令和3年8月10日
《事故の場所》	宮崎市高岡町内山字尾頭3203番4先道路上
《損害賠償額》	車両損害に係る賠償 10,600円（市が相手方に対して）
《過失の割合》	市20%、相手方80%